

〔15〕 検疫手数料

検疫法第26条に基づく申請による検査手数料

区	分	手数料の額		
船舶の全部に対する 衛生検査	総トン数	500トンまで	1 船につき	15,900円
	〃	1,000トンまで	〃	25,200円
	〃	5,000トンまで	〃	31,400円
	〃	10,000トンまで	〃	34,800円
	〃	50,000トンまで	〃	48,300円
	〃	50,000トンを超 超過するとき	〃	56,900円 (貨物船にあつては, 48,300円)
船舶の一部に対する 衛生検査	衛生検査する部分が船舶の全量 の4分の1まで		船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額 の4分の1に相当する額	
	衛生検査する部分が船舶の全量 の4分の2まで		船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額 の4分の2に相当する額	
	衛生検査する部分が船舶の全量 の4分の3まで		船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額 の4分の3に相当する額	
	衛生検査する部分が船舶の全量 の4分の3を超過するとき		船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額 に相当する額	
人または貨物に対する 検疫感染症の病原体の 有無に関する検査	エボラ出血熱		1 件につき	3,000円
	クリミア・コンゴ出血熱		〃	3,000円
	痘そう		〃	3,000円
	南米出血熱		〃	3,000円
	ペスト		〃	7,800円
	マールブルグ病		〃	3,000円
	ラッサ熱		〃	3,000円
	新型インフルエンザ及び再興型 インフルエンザ		〃	4,100円
	新型コロナウイルス感染症及び 再興型コロナウイルス感染症		〃	4,200円
	ジカウイルス感染症		〃	2,500円
	チクングニア熱		〃	2,500円
	中東呼吸器症候群		〃	4,200円
	デング熱		〃	2,500円
	鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)		〃	4,100円
	マラリア		〃	2,300円

区 分		手数料の額
船舶の全部に対する 消毒	総トン数 500トンまで	1 船につき 43,900円
	〃 1,000トンまで	〃 82,000円
	〃 1,000トンを超 超過するとき	〃 82,000円に超過トン数1,000トン までごとに25,000円を加えた額
船舶の一部に対する 消毒	消毒を行う部分が船舶の全量の 4分の1まで	船舶の全部に対する消毒の手数料の額の4 分の1に相当する額
	消毒を行う部分が船舶の全量の 4分の2まで	船舶の全部に対する消毒の手数料の額の4 分の2に相当する額
	消毒を行う部分が船舶の全量の 4分の3まで	船舶の全部に対する消毒の手数料の額の4 分の3に相当する額
	消毒を行う部分が船舶の全量の 4分の3を超過するとき	船舶の全部に対する消毒の手数料の額に相 当する額
貨物に対する消毒		1 トンまでごとに 11,900円
船舶の全部に対する ねずみ族の駆除	総トン数 500トンまで	1 船につき 215,500円
	〃 1,000トンまで	〃 293,700円
	〃 1,000トンを超 超過するとき	〃 293,700円に超過トン数1,000トン までごとに76,300円を加えた額
船舶の一部に対する ねずみ族の駆除	駆除を行う部分が船舶の全量の 4分の1まで	船舶の全部に対するねずみ族の駆除の手数 料の額の4分の1に相当する額
	駆除を行う部分が船舶の全量の 4分の2まで	船舶の全部に対するねずみ族の駆除の手数 料の額の4分の2に相当する額
	駆除を行う部分が船舶の全量の 4分の3まで	船舶の全部に対するねずみ族の駆除の手数 料の額の4分の3に相当する額
	駆除を行う部分が船舶の全量の 4分の3を超過するとき	船舶の全部に対するねずみ族の駆除の手数 料の額に相当する額
船舶の全部に対する 虫類の駆除	総トン数 500トンまで	1 船につき 36,600円
	〃 1,000トンまで	〃 67,400円
	〃 1,000トンを超 超過するとき	〃 67,400円に超過トン数1,000トン までごとに10,400円を加えた額
船舶の一部に対する 虫類の駆除	駆除を行う部分が船舶の全量の 4分の1まで	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の 額の4分の1に相当する額
	駆除を行う部分が船舶の全量の 4分の2まで	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の 額の4分の2に相当する額
	駆除を行う部分が船舶の全量の 4分の3まで	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の 額の4分の3に相当する額

区 分		手数料の額
船舶の一部に対する 虫類の駆除	駆除を行う部分が船舶の全量の 4分の3を超過するとき	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の 額に相当する額
貨物に対する虫類の駆除		1 トンまでごとに 11,900円
視診、問診、触診、打診又は聴診による診察		1 人につき 2,800円
予防接種	ペスト	1 回につき 12,000円
証明書の交付		1 枚につき 880円
備考 検疫港又は検疫飛行場以外の場所における検査、消毒等を申請する場合の手数料の額は、この表に定める額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の定めるところにより検疫所の職員に支給する旅費に相当する額を加えた額とする。		